

事業名	いわてニューファーマー支援事業(新規就農者育成総合対策) 経営発展支援事業
交付主体	各市町村
対象者・支援内容	<p>新たに農業経営を開始する新規就農者が、経営発展に必要な機械・施設等の導入する場合、国と県が合わせて4分の3を補助します。</p> <p>1 主な交付要件等(令和5年度)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和4年度又は5年度に就農する、50歳未満の独立・自営就農する認定新規就農者であること。 (2) 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。 (3) 親等の経営を継承する場合、継承する経農業経営に従事してから5年以内に継承し、継承する農業経営の現状の所得、売上もしくは付加価値額を10%以上増加させる、又は生産コストを10%以上減少させる計画であると市町村長に認められること。 (4) 地域計画のうち目標地図に位置づけられている又は地域農業マスタープラン(人・農地プラン)に中心経営体として位置づけられている、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。 (5) 雇用就農資金(または農の雇用事業)、経営継承・発展支援事業による助成を受けたことがないこと。 (6) 機械・施設等の取得費用等について、金融機関から融資を受けること。 <p>2 助成対象</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 対象となる事業内容は①～③の取組であり、自らの経営において使用するものであること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 機械・施設の取得、改良またはリース(軽トラック等の汎用性の高いものは除く) ② 家畜の導入、果樹・茶の新植・改植 ③ 農地との造成、改良または復旧 (2) 事業費が整備等内容ごとに50万円以上であること。 (3) 事業の対象となる機械等は、新品の法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること。また、中古機械及び中古施設の場合は、中古耐用年数が2年以上のものであること。 (4) 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫等農業経営以外の用途にも使用できるような汎用性の高いものではないこと。 <p>3 助成額</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 機械施設の導入に係る経費の上限1,000万円(経営開始資金の交付を受ける場合は、上限500万円) (2) 夫婦ともに就農する場合(家族経営協定、経営資源の共有などにより経営者であることが明確な場合)は、夫婦合わせて①の補助上限額の1.5倍を上限額とする。 (3) 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに対して経営開始資金の交付を受ける者は500万円、受けない者は1,000万円を合算した額又は2,000万円のいずれか低い額を上限とする。 <p>4 事業の詳細について 農林水産省ウェブページをご覧ください。 http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/hatten.html</p>
問合せ先	<p>各市町村農政担当課 (不明な場合) 〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 岩手県農林水産部 農業普及技術課 普及担当 TEL 019-629-5654 FAX 019-629-5664</p>

事業名	いわてニューファーマー支援事業(新規就農者育成総合対策) 就農準備資金
交付主体	岩手県
対象者・支援内容	<p>県が認める岩手県立農業大学校等の研修機関等で研修を受ける就農希望者に最長2年間、1月当たり12.5万円(年間最大150万円)を交付します。</p> <p>1 主な交付要件等</p> <p>(1) 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。</p> <p>(2) 独立・自営就農(※1)または雇用就農または親元就農(※2)を目指すこと。 ※1 就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になること。 ※2 就農後5年以内に経営を継承すること(法人の場合は共同経営者になること)又は独立・自営就農すること。</p> <p>(3) 県が認めた研修機関等で概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上研修を受けること。</p> <p>(4) 常勤の雇用契約を締結していないこと。</p> <p>(5) 原則、前年の世帯(親子及び配偶者の範囲)所得が600万円以下であること。</p> <p>(6) 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること。</p> <p>2 支援内容</p> <p>(1) 交付金額及び交付期間 年間最大150万円を最長2年間交付 ※ 海外研修を行う場合、交付期間を最長1年延長できる。ただし、就農5年以内に実現する農業経営の内容、その内容と海外研修との関連性・必要性が明確であること。</p> <p>(2) 返還となる場合の例</p> <p>① 適切な研修を行っていないと県が判断した場合</p> <p>② 研修終了後1年以内に原則50歳未満で就農しなかった場合</p> <p>③ 交付期間の1.5倍(最低2年間。海外研修を実施した者は5年間)の期間、独立・自営就農又は雇用就農を継続しない場合</p> <p>④ 独立・自営就農者について、就農後5年以内に認定農業者又は認定新規就農者にならなかった場合</p> <p>⑤ 親元就農者について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合又は農業法人の共同経営者にならなかった又は独立・自営就農しなかった場合</p> <p>⑥ 海外研修を実施した者について、就農後5年以内に海外研修の要件とした農業経営を実現できなかった場合</p> <p>⑦ 交付期間の1.5倍(最低2年間)の期間において研修終了後の報告を行わなかった場合</p> <p>⑧ 虚偽の申請を行った場合</p> <p>3 就農準備資金・経営開始資金の詳細 農林水産省ウェブサイトをご覧ください。 http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html</p>
問合せ先	〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 岩手県農林水産部 農業普及技術課 普及担当 TEL 019-629-5654 FAX 019-629-5664

事業名	いわてニューファーマー支援事業(新規就農者育成総合対策) 経営開始資金
事業主体	各市町村
対象者・支援内容	<p>次世代を担う農業者となることを目指し、独立・自営就農する認定新規就農者に対し、最長3年間、1月当たり12.5万円(年間最大150万円)を定額交付します。</p> <p>1 主な交付要件等</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 独立・自営就農する50歳未満の認定新規就農者であること。 (2) 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。 (3) 経営を継承する場合、新規参入者と同等の経営リスク(新規作目の導入など)を負うと市町村長に認められること。 (4) 地域計画のうち目標地図に位置づけられている又は地域農業マスタープラン(人・農地プラン)に中心経営体として位置づけられている、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。 (5) 原則、前年の世帯(親子及び配偶者の範囲)所得が600万円以下であること。 <p>2 支援内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付金額及び交付期間 経営開始1～3年目 年間最大150万円 【交付対象者の特例】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 夫婦ともに就農する場合(家族経営協定、経営資源の共有などにより経営者であることが明確な場合)は夫婦合わせて1.5人分を交付する ・ 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付する。 (2) 交付停止となる場合の例 <ol style="list-style-type: none"> ① 前年の世帯全体の所得が600万円を越えた場合 ② 適切な農業経営を行っていないと市町村が判断した場合 ③ 就農状況報告を定められた期間内に行わなかった場合 (3) 返還となる場合の例 <ol style="list-style-type: none"> ① 交付期間の終了後、交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しなかった場合 ② 虚偽の申請を行った場合 <p>3 就農準備資金・経営開始資金の詳細 農林水産省ウェブページをご覧ください。 http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html</p>
問合せ先	<p>各市町村農政担当課 (不明な場合) 〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 岩手県農林水産部 農業普及技術課 普及担当 TEL 019-629-5654 FAX 019-629-5664</p>